

平成18年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成18年9月15日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（20名）

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林国夫君
21番	中西勇夫君

◎出席説明員

市	長	桜井道夫君
助	役	佐藤昭雄君

総務部長	板東知文君
市民部長	吉田議君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
商工交流部長	藤井雄一君
農政部長	酒巻進君
都市整備部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	三谷純一君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	阿部稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	天野修二君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	秋場勝義君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	谷津敬一君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名

議員を指名いたします。

3番 五十嵐聡議員

4番 白木優志議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

4番白木優志議員。

●4番白木優志議員（登壇） 平成18年第3回美唄市議会定例会に当たり、私は大綱2点を市長に質問します。

大綱の1点目は、農業行政であります。

その1つ目は、美唄市における主要農作物の作付状況と、その作柄は平年と比べてどうなのか、市長にお伺いします。

2つ目は、平成19年度より実施される、経営所得安定対策の1つであります、農地・水・環境保全向上対策において、活動組織は本市においてどのくらい立ち上がっているのか。

また、活動組織はいつ頃までに立ち上げればよいのか。市はチェック・指導業務があるが、この作業の人員体制はどうするのか。対策における書式の統一化はどうか。活動組織における人件費単価は、全市統一となるのか。仮に非農業者に事故が起きた場合の考え方はどうか。活動組織への事業等の説明はいつ頃になるのかをお伺いします。

大綱の2点目は、消防行政についてであります。

平成19年4月に実施予定の美唄市消防団の再編についてであります。

再編に当たり、「美唄市消防団再編検討委員会」において、問題解決に向け検討を重ねて

きたと思いますが、これまでの経過と地域住民に対する説明はどのような方法で行われたのか、そしてどのような意見要望があったのかお伺いします。

また、再編により13あった分団が9分団になることから、必要なくなる施設・車両の活用方法と、分団の管轄区域が拡大することからその団員の招集方法について、どのように考えておられるのかお聞きします。

また、昨今、携帯電話の普及がかなり進んでいることから、団員の招集に何らかの活用できないのかお伺いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 白木議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について。

農地・水・環境保全向上対策についてであります。活動組織の設立につきましては、平成19年3月頃までに設立することとし、現在のところ中村地域・茶志内地域・北美唄地域の3地域が設立しております。

事業実施に当たりましては、書式、人件費、体制等につきましては、平成18年度実施しているモデル地区等の状況を参考にして対応してまいりたいと考えております。

次に、非農業者等の作業中の事故につきましては、活動組織において傷害保険等に参加するよう協議してまいります。

また、各活動組織への説明は今後、国や道から示される地域活動指針等をもとに、平成19年2月頃を予定しております。

次に、消防行政について。

美唄市消防団の再編についてであります。これまでに6回の検討委員会と、各地域に出

向き 8 回の住民説明会を開催しております。

その中で、増員となる分団の詰所の増改築や駐車場の確保についての意見・要望があり、現在検討を重ねているところであります。

また、再編後、必要のなくなる分団施設については、解体を含めそのあり方を検討しているところであり、消防車両については古いものから廃車することといたします。

なお、団員招集方法については、現在使用しているサイレン及び無線受令機の活用のほか、新たに携帯電話等を利用した招集方法を検討してまいります。

私からは以上でございます。

なお、平成 18 年度の農作物の作況につきましては、農政部長から答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 農政部長。

●農政部長酒巻 進君 平成 18 年度の農作物の作況についてにつきましては、私からご答弁を申し上げます。

平成 18 年度の農作物の作況についてであります。水稲につきましては、春先から 6 月にかけての低温や日照不足により、生育の遅れや障害が心配されましたが、7 月に入ってから天気が持ち直すとともに、生育も遅れを取り戻し、今のところ平年作より若干よいものと思われま。

また、作付面積は 4,450 ヘクタールとなっております。

次に、秋まき小麦の作付面積は 1,660 ヘクタールで、褐色雪腐病に干ばつの影響も加わり、平年作を大きく下回るものと見込んでおります。

春まき小麦の作付面積は 270 ヘクタールで、

平年作よりよいものと思われま。

また、大豆の作付面積は 1,460 ヘクタール、タマネギは 48 ヘクタールで、ともに平年並みになるものと予想しております。

●議長長岡正勝君 4 番白木優志議員。

●4 番白木優志議員 自席から 1 点だけ再質問させていただきます。

18 年産秋小麦は平年作を大きく下回るようですが、19 年度より実施される品目横断的経営安定化対策にどのような影響を与えるのか、お伺いいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 白木議員の質問にお答えします。

品目横断的経営安定対策についてですが、交付金は麦・大豆等対象作物の、平成 16 年から 18 年までの生産数量をもとに 3 カ年の平均で算出されますが、災害等により収穫が皆無となる被害を受けた場合には、その年を除き算出することができる特例がございます。

ことし発生しました雪腐病等により、転作や廃耕した小麦ほ場につきましては、この災害特例が適用になり、生産者の申し出により 16 年と 17 年の 2 カ年平均により交付金が算出されることとなります。

また、転作により大豆等の対象作物を作付した場合には、それぞれ作物ごとに 3 カ年平均より交付金が算出されることとなります。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

2 番広島雄偉議員。

なお、広島議員の一般質問は自席から行うことといたします。

●2 番広島雄偉議員 平成 18 年第 3 回定例

会に当たり、大綱 2 点について質問いたします。

大綱の 1 点目は、障害者自立支援法についてであります。

障がい者支援制度は、障がい者が自立生活確立するために、必要な福祉サービスを買って利用し、応益負担するものであり、それが障がい者の生活に直接響き、しいては所得を圧迫する要因となり、利用を控えざるを得ない状況が生まれております。

また、施設に入所されている方にとっては、所得の関係上、施設を止めざるを得ないという状態になり、退所をしたという話も聞こえております。

本市において、利用者負担の増加を要因として、このような実態があるのかないのか、現状について伺います。

それから、福祉サービスの申請についてであります。本人が福祉サービスを申請するに当たり、どれだけのサービス料が必要なのか、ピアカウンセリングも含めた、セルフケアマネジメントを行い、本人にあった新プログラムを作成し、それに基づいた申請をすることがよいと思います。

利用者が申請する場合、その手続きなどについて、どのような流れになっているのか伺います。

また、利用者の支援内容において、個人格差が生じないようにするために、障害区分の認定審査会やサービス提供事業者などの機関との協議、あるいは連携を強くするためのネットワークの形成が不可欠であると思います。

本年 9 月末までには、障害区分程度の決定など一定の準備作業が終了し、10 月からは本

格的なサービスが開始されるわけですが、今後のネットワーク形成の考え方と、障害者程度区分の審査状況について伺います。

大綱の 2 点目は、南美唄地区のまちづくりについて伺います。

この地区は、現在も本市の人口の 1 割が居住し、特に老人の多い地区でもあります。来年度には会館の建設も予定されておりますが、会館建設予定地は旧西町団地の跡地であり、隣接してコミュニティセンターや公園があり、環境としては閑静で非常によい場所であると考えております。

そのような環境の中、老人世帯の多いこの地区において、新しくできる施設を含め、この地域を核として主に南美唄地区のまちづくりを、どのように進めていくのかをお尋ねいたします。

次に、公衆浴場についてであります。今現在、利用客は年間 1,000 人も減少しており、経営もこの数年間赤字で推移しているのが実態であります。

現在の公衆浴場も建設後 20 年以上も経過しており、これからの維持経費についても多額になるものと予想されるところであります。

近い将来、大規模改修も必要であると考えますが、このような状況を踏まえて今後どのようにしていくのか、その考え方について伺います。

次に、環境整備であります。側溝整備、道路整備については、これまでの予算の範囲内で整備を行っていくとのことでしたが、現在の状況ではいつ完成するのか先が見えないのが状況であり、この実態が人口の 1 割が居住している環境なのかと疑わざるを得ません。

また、下水道についてでもあります。南
美唄地区においては下水道地域の指定を外し、
合併浄化槽の使用を早めるべきだと思います
が、これについての考え方をお尋ねいたしま
す。

南美唄地区の居住、環境整備の観点から、
やはり道路、側溝整備の予算に対する考え方、
並びに下水道の整備についての考え方につ
いて伺います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 広島議員の質問
にお答えします。

初めに、障害者自立支援法についてであり
ますが、本市における4月以降の障害福祉サ
ービスにつきましては、通所サービスなどを
新規に利用された方がいる一方、利用者負担
の増加や民間への就職を予定していたことな
どを理由として、通所施設からの退所や、グ
ループホームなどの地域生活へ移行された方
もいるという実態であります。

利用者負担につきましては、利用者からの
負担が多くなったとする声もあり、全国市長
会において実態に即した低所得者対策の見直
しや、軽減措置について国に要望しておりま
す。

市といたしましては、児童デイサービスの
無料化や社会福祉法人減免を制度として取り
込んだほか、10月からの市町村地域生活支援
事業においても、手話通訳や精神障がい者の
小規模作業所などは今までどおり無料とし、
従来のガイドヘルプ事業に当たる移動支援事
業については軽減策を図ってまいりたいと考
えております。

次に、サービスの手続きと支援体制につい

てであります。本人からの申請により実態
調査や医師意見書に基づき、審査会の認定区
分判定の後、サービスの利用、移行調査を行
い、最終的にサービス利用料について決定す
ることとなります。

サービスは事業者との契約により開始され
ますが、自らサービス利用の調整が困難な方
は、相談支援事業者からサービス利用に当た
る調整を受けることができることとなっ
ております。

現在サービスを利用されている方のほとん
どは、今まで支援費制度でも利用されている
方であることから、サービス提供事業者との
調整もされておりますので、円滑に障害福祉
サービスが提供できるものと考えております。

なお、新規にサービスを利用される方につ
きましても、ピアカウンセリングや福祉サー
ビス利用における情報提供、各種支援施策に
関する助言などを内容とする障害者相談支援
事業によりまして、本人や事業者と十分な連
携、調整を図りながら必要なサービスの提供
ができるものと考えております。

次に、関係機関等との連携についてであり
ますが、10月からの市町村地域生活支援事業
において、地域自立支援協議会の設置が義務
付けられたところでございます。

この協議会は、相談支援事業をはじめとし
る、地域の障害福祉に関するシステムづくり
に関し、中核的役割を果たす定期的な協議の
場として市町村が設置するもので、構成メン
バーには相談支援事業者、保険福祉サービス
事業者のほか、保健・医療関係者、障害者団
体などが想定され、本市におきましては、本
年度末までに協議会の立ち上げを予定してい

るところでございます。

次に、障害程度区分についてであります、在宅で居宅介護や通所サービスなどを利用されている方は、10月からそれぞれの障害程度区分により利用できるサービスに変更が生じることから、現在その認定作業について進めております。

これまで3回の認定審査会を開催し、審査件数は53件となっておりますが、9月末までには全件の決定を終了し、円滑に移行したいと考えているところでございます。

次に、南美唄地区のまちづくりについてですが、施設を利用したまちづくりについて、南美唄町はかつての炭鉱住宅が残り、現在も市の人口の約1割が居住している地域であります、本年4月現在の高齢化率が市全体では29.4%であるのに比べ、37.6%と市内では特に高齢化が進んでいる地区となっております。

これまで、地域の皆さんが安全で安心な生活を送ることができるよう、コミュニティセンター、コミュニティ消防センター、南美唄公園などの整備を進めてまいりましたが、今後地域活動の拠点として新たに福社会館を建設することとしております。

この会館につきましては、今後指定管理者による運営を予定しており、町内会や老人会による各種会合や行事はもとより、公共施設などの利用の範囲において、指定管理者の運営のもと多様な利活用をしていただきたいと考えているところであります。

今後は、地域づくりの拠点として、他の施設との有効的活用を図りながら、地域住民が利用しやすい施設として検討してまいりたい

と考えております。

次に、公衆浴場についてであります、南美唄地区共同浴場は、南美唄地域にとって公衆衛生面からも必要な施設であることから、今後においても指定管理者と協議しながら必要な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、道路側溝等環境整備予算の考え方についてであります、市民生活に身近な環境基盤である道路側溝につきましては、これまでも地域要望を踏まえ整備を進めているところでありますが、今後とも安全で快適な環境づくりを進めるため、厳しい財政環境のもとではありますが、地域の整備状況や緊急性など、地域ごとの実状を考慮し、生活基盤整備の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、合併浄化槽の使用についてであります、南美唄地区におきましては今年度公共下水道事業計画変更を行う中で、計画面積を117ヘクタールから61.4ヘクタールに縮小する予定です。

これによりまして、下水道処理区域から外れた方々につきましては、個別排水処理施設整備事業の対象区域となります。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

15 番内馬場克康議員。

●15 番内馬場克康議員（登壇） 平成 18 年第 3 回定例会に当たり、大綱 4 点について、市長並びに教育長に質問をいたします。

大綱 1 点目は、東部地域の再開発についてであります、東明以東落合、盤の沢をはじめ我路地域につきましては、炭鉱跡地の再開発として市の懸案事項であり、古くは昭和 50 年第 3 期美唄市総合開発基本構想の中では、この地域における開発に対する基本目標とし

て、観光振興と位置付け、考え方として観光レクリエーション活動の多様化に対し、美しい豊かな自然や炭鉱跡地を活かしたレクリエーション施設の整備を図るとともに、特色ある観光行事の助長に努め、北海道観光ルートに沿った中継地として開発について検討を進め、主要施策を定めております。

また、昭和 54 年には美唄市炭鉱跡地再開発計画を策定し、計画の実現化に向けて取り組みを進めてきたところでありますが、広大な地域ということもあり、思うような開発が行われず経過をしているところであります。

さらに、これらの計画の推進を図るため、昭和 61 年には数多くの議会議論の中で、市の主要施策として位置付けられたリフレッシュ美唄健康の丘スポーツランド計画が策定されたものと思います。

スポーツランド構想については、当時の金額で 100 億円という資金を必要とする計画で、将来の美唄市を考えた場合に欠かせない開発地域ということで、議会での承認を得たものでありますが、この間財政事情のこともあり今日まできていると思います。

こうした経過の中、現在東美唄地区といわれる落合、盤の沢、我路地区につきましては、自分の住宅を持ち、長年住んでいる方々がたくさんおられますし、また過疎地となり生活には不便さがありますが、さまざまな事情でこの居住地を離れられない方々が、まだ相当おります。

この方々は、ただいま申し上げました、東美唄の再開発と今後開通予定の道道美唄・富良野線の開通をはじめ、居住地域の開発支援に大きな期待を持っているところであります。

これらの地域は、過疎地の美唄にあって、さらに過疎地域と言えるのではないかと考えるものでありますので、以下、東部地域の再開発について具体的にお伺いをいたします。

その 1 つは、東部地域再開発の考え方についてであります。今日美唄市の財政事情も厳しく、その中で市長は市民公約の実現に向け、大変な努力をされておりますが、再開発には多額の資金を要することから、この地域を今後どのような形で開発をしていくのか、具体的な考えがあればお伺いをいたしたいと思います。

次に 2 つ目といたしまして、東部地域居住者の現状と生活環境についてであります。現在東部地域にはどの程度の方が住まわれているのか。落合、盤の沢、我路について、それぞれの人数、世帯状況として単身居住者などの区分についてお伺いをいたします。

また、地域には商店などもなく、日常生活を維持していく上で大変な苦と思いますが、出張所や公共施設等も含め、生活環境の状況についてお伺いをいたします。

3 つ目は、道道美唄・富良野線の開通見通しについてであります。道道美唄・富良野線については美唄市の経済にとっても大きな意味合いを持つ開発道路であります。依然として開通の見通しが定まらないようですが、その後の見通しについてお伺いをいたします。

4 つ目は、スポーツ・レクリエーションの里づくり構想との関連についてであります。前井坂市長においては、21 世紀の美唄にふるさと美唄をより豊かにより安心して暮らせる魅力あるふるさとにするために、今改めて美

唄の持つ資源、可能性を確認し直し、その中からポテンシャルの高いものにポイントを絞って、美唄ならではの魅力あるまちづくり、まちおこしの柱にしたいということで、その核となる交流拠点施設としてゆ〜りん館に多額の資金をかけたところであります。

ゆ〜りん館は開館以来市民にも好評を得るとともに、他市町村からの利用も多く、現在のところ評価を得ており喜ばしいことではありますが、この交流拠点施設を核としてパークゴルフ場、登り窯体験交流館、あるいはアルテピアッツァ等の整備がなされておりますが、国設スキー場、我路公園、炭鉱メモリアル森林公園など、美唄ダムまでのゾーンの意識もあったものと思いますが、これらの取り組みはどうなっているのかお伺いをいたします。

大綱2点目は、市立美唄病院の経営についてであります。

市民生活の最重要課題であります、地域医療の確保については先に地域医療ビジョンを策定され示されましたが、この中では市内の市内医療の現状認識に基づき、今後の地域医療のあり方として、人口規模から市立美唄病院、美唄労災病院の2つの総合病院があることは、相互の経営を圧迫することにつながり、地域医療の確保が困難になるとのことから、今後の地域医療のあり方として、平成20年をめどとする市立美唄病院と美唄労災病院の統合による、新しい総合病院づくりについての考え方が示されており、具体的な取り組みが進められていると思いますし、また、審議会の中にも地域医療問題等調査特別委員会が設置されており、この中で地域医療ビジョンに

についても議論がなされ、その中では中核病院である市立病院の経営問題についてもお話の機会があると思いますが、ここでは当面する市立美唄病院の課題についてお聞きをいたします。

その1つは、経営健全化計画についてであります。

平成14年度から平成20年度までの7カ年計画で策定された健全化計画については、計画当初より厳しい状況が続いており、第5次健全化計画の達成は難しい状況ではありますが、平成17年度決算においても、市一般会計毎年度2億円プラス追加支援1億円を繰り入れし、結果として1億1,700万円の不良債務が発生し、累積不良債務が18億1,800万円ということで、これから先どうなっていくのかとの心配がされるものであります。

毎年度不良債務の発生原因は、年度当初に計画をする入院・外来について患者が計画どおりにならない、また患者が減少する原因としては医師の不足あるいは医療制度、保険制度の改正等により受診抑制が続いているなどのお話がありますが、平成17年度不良債務が大きくなった要因についてお伺いをいたします。

2つ目は、第5次経営健全化団体としての指定継続についてであります。指定継続については毎年度厳しい状況の中で継続を得ておりますが、平成17年度については非常に厳しい中で、道との協議により最終的には指定継続を得られましたが、本年度以降さらに厳しくなるとは思いますが、この見通しについてお伺いをいたします。

3つ目は、内科医師の確保の状況について

であります、内科医師の確保につきまして、各大学をはじめ関係機関に対し努力をされ、内科診療に支障のないようにすると伺っておりますが、現在の状況について伺いをいたします。

4つ目は、産婦人科の診療体制についてであります、平成16年9月以降、サテライト病院として週3回の外来診療のみを行っており、出産については、センター病院の砂川市立病院か、患者が希望する病院へ紹介をする体制ですが、2年を経過して出産に対する患者等において混乱はないのか。また、婦人科等の診療に対する問題等はないのか、その点をお伺いいたします。

あわせて、夜間・休日の救急体制についてどのようなになっているのか、また問題点はないのか伺いをいたします。

市立病院に対して産婦人科の常勤がいないこと、出産ができないこと等について市民苦情はないのか、あわせて伺いをいたします。

5つ目は、院外処方状況についてであります、平成17年度から外来患者に対する薬剤の院外処方を行っておりますが、院外処方の導入目的は薬剤師の確保、あるいは患者の待ち時間の解消を目的として行われましたが、結果として、薬剤師の経費比較等をした場合、収支的にどのような状況になったのか伺いをいたします。

あわせて、院外処方により、患者側としての苦情等のお話等があれば伺いをいたしたいと思っております。

6つ目といたしまして、後発医薬品（ジェネリック）について伺いをいたします。

先に開発された新薬の特許期間の満了後に

製造販売される後発医薬品は、開発にかかる経費が少ないため、先に開発された新薬よりも価格において4割から8割安いということであり、欧米では6割程度はこの薬品を使用しているとのこととあります。

現在、日本での普及率は20%前後と聞いておりますが、最近はテレビ・新聞等での宣伝などもあり、年々普及率が上がってきているように聞いております。

市立病院における使用状況については、3月の予算委員会においてお聞きをいたしました時には、その時点において7.86%の使用と聞いておりましたが、その後、病院の各外来窓口に「ジェネリック医薬品を希望する方はお申し出下さい」との掲示がなされていることから、若干ふえているような気がいたしますが、その後の状況がわかればお聞かせをいただきたいと思います。

以下、教育長にお伺いをいたします。

大綱3点目は、国旗・国歌法制定後の実施状況についてであります。

その1つは、卒業式、入学式における実施状況についてであります、平成11年の国旗・国歌法の制定により、文部科学省、道教委においては国旗の掲揚、国歌の斉唱の実施率の向上に向けて指導しておりますが、市内小中学校における国旗・国歌の実施状況について伺いをいたします。

なお、道内の小中学校の状況がわかれば、小中学校別に、国旗・国歌別に実施状況について伺いをいたします。

2つ目は、実施のための指導についてであります。

法制定後における適切な実施のための指導

について、教育委員会としてはどのような対応策を講じているのかお伺いをいたします。

3つ目は学習指導要領に基づく職務命令についてであります。学習指導要領は学校教育法の施行規則に基づき、法規的性格を有すると言っておりますが、職務命令に従わない教職員の扱いはどうなるのかお伺いをいたします。

大綱4点目は、美唄市勤労青少年ホームについてであります。勤労青少年ホームの設置目的といたしましては、中小企業に働く青少年の健全な育成と福祉の増進を図り、勤労意欲の向上を図るため、美唄市勤労青少年ホームを設置するとなっており、教育長の教育行政執行方針においては、毎年度勤労青少年ホームにつきましては、ホーム運営委員会などと連携を図りながら、各種講座の開催や交流事業を推進してまいりますと言われ、目的に沿った活用がなされているようですが、その内容等についてお伺いをいたします。

その1つは、ホーム事業の内容と実績についてであります。ホーム事業としてはホーム条例施行規則の中で、1つには、生活相談及び職業相談に関する事、2つには、一般教養及び実務教育に関する事、3つには、趣味、娯楽、体育及びリクリエーション等に関する事、4つには、グループ活動の指導及び育成に関する事、5つには、その他必要と認められる事、となっております。それぞれの事業の取り組み内容について、具体的にお教えをいただくとともに、その実績についてお伺いをいたします。

2つ目は、ホーム使用の資格制限についてであります。ホームの使用資格として、使

用できるものは市内に勤務先を有する15歳以上25歳未満の勤労青少年とするとなっております。原則この年齢制限などについて厳しく取り扱っているのかどうかお伺いをいたします。

3つには、ホームにおける各種講座についてであります。青少年のための講座の開催につきましては、以前は活発に行われ、相当数の講座が設けられておりましたが、現在はどうかお伺いをいたします。

4つ目は、運営委員会の組織と活動内容についてであります。運営委員は青少年の雇用主、関係行政機関の職員、学識経験者、ホームの利用者となっております。ホーム利用者は別としてどのような方々がなっておられるのか。また、運営委員会の活用内容についてお伺いをいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 内馬場議員の質問にお答えします。

初めに、東部地域の再開発について。

東部地域の考え方についてであります。美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画では5つの生活圏を設定しており、東明町は中央部生活圏に、落合町、盤の沢町、我路町、東美唄町については東部生活圏に入っております。

東明町周辺は、交流拠点施設ゆ〜りん館を中心としたスポーツ・レクリエーション活動のための環境が充実してきており、他の地域資源と結びつけながら交流活動を活性化させていきたいと考えております。

また、東部生活圏は、本市発展の礎を築いた炭鉱と、その市街地が形成された歴史的な

地域であります、現在は人口も減少し、過疎化と高齢化が進む地域となっております。

今後、アルテピアッツァ美唄や豊かな自然環境、さらに北海道遺産に選定されている炭鉱施設群など貴重な地域資源があることから、これらの資源を活用し、地域特性にあった交流活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、東部地域居住者の現状等についてであります、本年8月末での人口及び世帯数につきましては、落合町 144 世帯 269 人、盤の沢町 30 世帯 56 人、我路町 27 世帯 45 人となっております。

単身居住者の状況につきましては、他の地域と比較して割合は高いものとなっております。

また、生活環境につきましては、東美唄出張所や我路簡易郵便局、栄幼稚園、生活館などを設置しておりますが、生活必需品など身近に購入できる商店もないことから不便さはあるものと考えており、今後におきましても日常生活を支える交通手段として、市内中心部とのバス交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、道道美唄富良野線の開通見通しについてであります、空知地域と上川南部を結ぶ広域的な幹線道路であり、完成に伴い産業の振興や観光アクセス向上など、地域経済の活性化に重要な役割を果たすものと考えております。

今後の見通しにつきましては、国の構造改革による公共工事の削減、さらに道州制特別区域推進法が成立した場合には、開発道路に係る直轄事業が北海道に権限委譲されること

が考えられ、全線開通するまでには相当の期間を要する状況となっておりますが、本年8月の要望時に北海道開発局長及び北海道建設部長から、この道路は重要な路線であるので、事業の進捗に努力したいとの考え方が示されたところであります。

市といたしましては、今後も期成会等を通じて早期完成に向けて一層要望活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ・レクリエーションの里づくり構想との関連についてであります、スポーツ・レクリエーションの里づくり構想においては、東明公園周辺から美唄山にかけて、「東部山岳・橋梁ゾーン」と位置付け、豊かな森林資源、サイクリングロード、炭鉱関連の産業遺産、アルテピアッツァ美唄などの地域資源を活用し、交流を推進していくこととしております。

このゾーンではこれまで交流拠点施設、体験交流館、パークゴルフ場の整備のほか、スポーツ施設やアルテピアッツァ美唄の整備・充実、三菱美唄記念館での市民グループによる写真展の開催や、美唄山登山道の整備・活用などを行っており、さらに民間バスツアーによる炭鉱関連施設の見学会も行われているところでございます。

次に、市立病院の経営について。

初めに、不良債務発生についてであります、経営健全化に向けて退職職員の不補充等による人件費の削減など、支出の抑制に努めましたが、17 年度途中に4名の常勤医師が退職したことに伴い、医師不足の状況から入院・外来の患者数が大きく減少したことによるものが主な要因と考えております。

次に、健全化団体の指定継続についてであります。本年6月23日に平成17年度の健全化計画実績報告書を道に提出いたしました。が、平成16年度に引き続き不良債務が発生したことや、計画との乖離が大きくなったことなどから、本年度移行の指定継続は非常に厳しい状況にあるものと考えております。

なお、9月下旬には平成18年度の実施状況見込みを提出することになっており、その後予定されております、総務省が行う道とのヒアリングを踏まえ、最終的な判断が示されるものと考えております。

いずれにいたしましても、指定継続に向けてさらに努力をしてまいりたいと考えております。

次に、内科医師の確保についてであります。が、昨年9月末に常勤1名が退職いたしました。が、医師確保に向けた種々の活動を行った結果、常勤医師1名と、週2回の非常勤医師2名を採用することができました。

現在、内科は療養を含め常勤医師3名のほか、週2回から3回の非常勤医師3名となっております。が、依然として医師が不足している状況にありますので、引き続き医師確保に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、産婦人科の診療体制についてであります。が、平成16年9月以降サテライトに移行してから2年が経過しようとしております。が、夜間あるいは休診日の救急の場合は、当直医がその状況を判断し、センター病院の砂川市立病院と連絡を取り、産婦人科医の指示を受け対応することとなっており、救急隊とも連携を図っているところであります。

この結果、これまで大きな混乱はなかった

ところであります。

なお、本市で出産ができない状態になったことに対する市民からの苦情等は、まちづくり市民アンケートにおいて数件寄せられているところでございます。

なお、院外処方状況、後発医薬品については病院事務局長から答弁させていただきます。

●議長長岡正勝君 病院事務局長。

●市立美唄病院事務局長三谷純一君 院外処方状況と後発医薬品につきましては、私から答弁させていただきます。

院外処方状況についてであります。が、平成17年度の当初予算で、院外処方実施と実施しなかった場合の収支比較では大きな収益差はないものと試算しておりましたが、平成17年度決算見込で比較しますと、当初試算より患者数が減少し、処方箋料や入院服薬指導料が減少したため、院外処方を実施しなかった場合の方が、約1,050万円収益が出ると推計しております。

また、院外処方に対し、患者さんからは「待ち時間が短くなった」「薬の内容や服薬について詳しく指導してくれる」などのお話でしたが、一方では、以前より自己負担が増加したなどのお話もございました。

次に、後発医薬品についてであります。が、市立病院における後発医薬品採用割合は、平成17年度が約7.86%でありましたが、本年度は約18.78%で、10.92ポイントの増加となっております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 内馬場議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、卒業式・入学式についてであります。平成 17 年度卒業式及び平成 18 年度入学式における国旗・国歌の実施状況につきましては、本市におきましては、市内すべての小中学校で国旗につきましては、道旗・市旗とともに式場の正面に掲揚し、国歌につきましては、その斉唱を式次第に位置付け実施しているところでございます。

また、道内における国旗国歌の実施状況につきましても、本市同様と認識しております。

次に、国旗・国歌の適切な実施のための指導についてであります。教育委員会といたしましては、教育の機会均等の確保と全国的な一定の水準維持という目的のため、必要かつ合理的な基準としての性格を有する学習指導要領に基づき、各学校の教育課程が編成・実施されることが重要であると考えているところでございます。

この学習指導要領には、卒業式及び入学式に関して、「その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と明記されていることから、これに基づき適切に実施されるよう、各学校に対し指導をしているところでございます。

次に、職務命令と、職務命令に従わなかった教職員の扱いについてであります。公務員である教職員は、地方公務員法第 32 条及び地教行法第 43 条により、法令等に従いかつ上司の職務上の命令に従って職務を遂行しなければならないという、職務上の責務を負っております。

公務員が職務命令に従わない場合、地公法第 29 条により、職務上の義務に違反するものとして、その職員に対し懲戒処分をすること

ができることとされており、その権限は道費負担教職員の場合、任命権者である道教委にあります。

なお、行為の程度から懲戒処分に至らないと判断される場合に、職員の職務遂行に注意を喚起し、改善を求めて行う訓告、注意等の訓戒措置が服務監督権者である市町村教育委員会からとられることとなります。

次に、美唄市勤労青少年ホームについてお答えを申し上げます。

ホーム事業の内容と実績についてであります。初めに、ホーム事業であります勤労青少年の生活相談及び職業相談についてありますが、このことにつきましてはここ数年、相談件数はございません。

一般教養及び実務教育につきましてはこれまで、ゴルフ、エアロビクス、ジャズダンス、社交ダンス、華道、料理などの講座を開催しておりましたが、本年度につきましては、華道、料理、美容の 3 講座を実施しております。

次に、趣味、娯楽、体育及びレクリエーション等につきましては、ホーム主催事業としまして、勤労青少年の日の記念ボーリング大会や、講座受講者交流会、ホーム祭り、スキーツアー、新年交流会開催のほか、北海道勤労青少年ホーム道北ブロックのリクリエーション大会への参加などを実施しております。

グループ活動などにつきましては、不定期ではありますが、吹奏楽やバトミントンの練習などに活用されており、その他の活動につきましては、市内の空手支部 2 団体による青少年への指導を実施しているところでございます。

次に、ホーム使用の資格制限についてであ

りますが、美唄市勤労青少年ホーム条例施行規則第4条で、ホームを使用できる者は本市市内に勤務先を有する15歳から25歳未満の勤労青少年とすることになっておりますが、利用者の年齢引き上げ要望などで、昭和59年から内規により、上限を35歳未満と緩和しており、今日まで柔軟に対応してきているところでございます。

次に、ホームにおける各種講座についてですが、これまでゴルフ、ジャズダンス、社交ダンス、エアロビクス、華道、料理などいろいろな講座を開催しておりましたが、利用者数の減少などから、本年度は華道、料理教室を実施するほか、新たに短期講座として希望の多かった美容講習会を実施しているところでございます。

次に、運営員会の組織と活動内容についてですが、運営委員につきましては商工会議所の推薦で雇用主2名、関係行政機関の職員として空知支庁商工労働課長、岩見沢公共職業安定所美唄出張所長の2名、学識経験者としてホーム各種事業を支援していただいております市内関係企業、団体等で構成する、美唄市勤労青少年ホーム振興会から2名、北海道美唄地区連合会から2名、ホーム利用者代表2名の、計10名で構成しております。

活動内容につきましては、必要に応じ委員会を開催し、当該年度の運営方針の確認や予定事業の検討協議などを行っているところでございます。

●議長長岡正勝君 15 番内馬場克康議員。

●15 番内馬場克康議員 再質問させていただきます。

東部地域開発の関係について、1つお伺い

をいたしますが、道道美唄・富良野線の開通見通しについてでございますけれども、この開発道路につきましては、美唄市の国道12号線を起点といたしまして、夕張山地の北側を横断して、富良野市の国道38号線に至ると、こういう道路でございまして、延長は56.6キロという路線ということですが、完成区間などもう少し詳細にお話をいただくとともに、早期完成に向けて、期成会をつくって取り組みを進めているということでございますので、その期成会の内容と活動状況についてお伺いをしたいと思います。

それから続いてスポーツ・レクリエーションの里づくり構想との関係でございますけれども、この構想の推進は平成17年から概ね、大体10年間でもってということで、今後の具体的な取り組み内容ということで計画を立てられてございます。

したがって、「ゆ〜りん館」等はできたものの、今後の取り組み内容についてと、それからあわせて構想の推進に当たっては、当時、道の第3次北海道総合計画のパートナーシップ・プロジェクトを使うということと、もう1つは、国の地域戦略プランなどの制度活用を図って資金手当をする、財源手当をする、というお話で大がかりに取り組んでいきたいというお話でございましたが、核となる「ゆ〜りん館」はでき上がって、今でございますけれども、そこにも多額のお金をかけてございます。

したがって、これらと道事業なり国の制度事業を使って、実際にやられた内容と、今後さらに展開していく場合に、財源というのは大変なことだとこのように考えてございます

ので、財源確保の考え方について一応お聞きしておきたいと思います。

それから市立病院の関係で、経営健全化計画でございますけれども、毎回毎回お聞きしているわけでございますが、そのたびに健全化が進まない要因としては、経費の削減は病院独自で一生懸命頑張っている、しかしながら医師不足による入院・外来の患者数が減少して、これが大きな原因だということでお答えをいただいているところでございますが、うちの病院の診療体系だとか、さらには建物の構造的なこともあることから、今すぐどういうことにはならないと思いつても、何か抜本的なことを考えなくてはならないんでないかとこのように思いますし、また先ほど市長の答弁の中に、昨年医師がやめてというお話がございましたけれども、医師がやめて、その医師の不足によって患者が病院から一たん離れてしまうと、今度医師を確保したとしても、一たん離れた患者というのはなかなかそこへ戻ってこないという傾向がある。

そういう部分では非常に、やはり医師不足による患者の受診抑制、患者が来ないということになれば、これは後々尾を引く問題ですから、この辺はやはり少し積極的に考え方をもって、進んでいかなければならないのではないかとこのように思いますので、そこで、こういう状況について、市長はどのようにお考えになっているか、この辺、認識含めてちょっとお聞きをしていきたいとこのように思います。

それから、産婦人科の診療体制についてでございますけれども、産婦人科の勤務常勤医

師がいないということで、美唄で出産ができない状態について、先ほど市民からお話がないかということでお聞きしましたところ、市民からの苦情はまちづくり市民アンケートで数件あったという程度で、特に市立病院等に対して産科がないということでお話がないようでございますけれども、私ども市民の関係からは、随分婦人科がないということについてはお話がございします。

そして今は、婦人科の医者が不足ということで、一時的にはいいにしても、一日も早くやっぱり産婦人科のお医者さんを探して欲しいというお話がございします。

3万人の人口を抱える市内において、産婦人科が民間病院もないというところは、これは非常に市としては珍しい。

よその市町村について、3万人程度の人口があるとして、総合病院がないとしても、個人開業医がいるとか何とかとでもってしのいでいる、こういう状態も聞いてございますので、市民の方々にとられましては、やっぱり切実な問題とこのように考えますので、これらの意見に対する対応についてどう考えておられるかということですが、当面はサテライトでよいという考え方で進めていくのか、できるならサテライトはサテライトにしても1日も早く努力をしてという考え方をお持ちなのか、この辺をお聞きしていきたいとこのように思います。

それと、後発医薬品についてでありますけれども、外来患者のほとんどの方が門前薬局であります、市立病院前の薬局を利用しているようでありますが、その中で後発医薬品を置いていない等の話があります。

そして、置いていないというだけで話は終わってしまうという問題があるようでございます。

置いていなければ、置いていないように取り寄せるとか、やっぱりそういう対応がなければ、新しい安い価格での後発医薬品を使っていくと、利用していくという形が進んでいかないうてないかこのように思います。

門前に構えておられる薬局は、それぞれ各自が経営をしているということで、市立病院の関係という部分では、市立病院が独自経営している薬局に対しての指導ということにならないとは思いますが、市立病院の前で門前薬局という形でやっているわけですし、ほとんどの薬局が市立病院の院外処方を一応対象にして営業をしておられるということでございますので、これらの対応についてお聞きしておきたいと思えます。

それから、教育長にお尋ねいたしますが、国旗・国歌法の制定後の状況についてでございますけれども、卒業式・入学式における実施状況について、17年度卒業式、18年度入学式において、国旗については式場の正面に掲揚し、国歌については斉唱を式次第に位置付け実施しているということでございますが、取り組みとしてはそういう姿でもって100%という姿になるのかなとこういう気はいたしますけれども、私がお聞きしているのは、国旗についてはすべて掲揚するというで、正面に掲揚をしているということで理解はできますが、国歌斉唱については望ましい姿といたしますか、起立等を含め教職員の状況をお聞きしているものであり、この点について再度お伺いをしておきたいとこのように思えます。

す。

それから、実施のための指導についてでございますが、先に教育長は学校等に指導をしていると、中央中学校の卒業式・入学式の君が代斉唱時の教職員の対応について、国歌の起立斉唱、児童生徒を指導する公務員として職務上の責務を述べ、職務命令をもってしてもというお話が前にございました。

今年3月の卒業式においては、君が代斉唱時に着席をしていた教職員に対しまして、校長が名前を呼んで起立を求めたり、君が代のテープを止めて式を中断し起立を求める例もありました。

また、入学式においては教職員のいすを出さず、君が代斉唱時の起立を促したと聞いておりますが、結果的に聞きすると、各学校市内小中学校14校ですけれども、各学校においてそれぞれ扱いが異なっているような気がいたします。

この点取り扱い、結果としてどうして扱いが違ふのか、その点についてお伺いをいたします。

それから、勤労青少年ホームの関係でありますけれども、ホーム使用の資格制限についての関係でございます。

年齢制限が一応15歳から25歳未満となっているということで、内規で35歳未満ということで、近年はさらに柔軟に対応しているということでございますけれども、例えば、講座グループの中に、一部勤労青少年に適しないような、規定からいってですよ、家事手伝いとか家庭の専業主婦など、さらには35歳以上の方がおられたとしても、利用者が多くてホームが利用できないという状況であれ

ば別としても、これらについてある程度柔軟にもう少し対応していくべきじゃないかこのように思います。

開拓記念厚生会館建設当時は人口規模も大きかったし、それから市内で働く青少年も非常に多かったということから、15 歳から 25 歳という当時の年齢を敷きながら、講座等を中心に活発にやってきたものと思いますけれども、その後人口減少により、働く勤労青少年も少ないという状況もございますし、そしてその中で、それなりの会館のスペースというものがあるわけですから、この辺を考えると 1 つの講座の中に市内で働く勤労青少年でなくても、家庭主婦だとかそういう人方でもある程度講座の中に、グループの中にあつたとしても、これらは私は柔軟に対応していくべきでないかこのように思いますので、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、ホームにおける各種講座のことについてお聞きしておきますが、利用実態や利用数などの減少から講座の維持に苦慮されているというようですが、以前は講座等の数も多かったし、募集等を広報等に入れながら活発な活動を行ってきたとこのように思いますが、最近、年度当初等の講座募集等の公示等が見受けられませんが、これは、最近講座を維持するということになっていけば講師に対する謝金等も、予算の関係もあって、今現在聞くとおきよるところによりますと、大体過去の講座というのは週 1 回開催ということで月に 4 回程度開催されてきたけれども、最近の傾向としては月に大体 2 回程度ということで聞いてございます。

非常にそういうふうな形で進められている

ということは、1 つには財政の厳しさということで大きな問題があるかというように思いますけれども、働く青少年を非行等にいかせない、守る、育成していくという部分の意味合いからおいては、過去の講座、そして予算等組んでいたものを見ますと、そんな大きな金額ではないんでないかこのように思います。

それともう 1 つ、これらの話の中で、講座はだめだがサークル活動ならよいという話もあつたよとこのように聞いてございます。

そして、教育長の教育行政方針の中に、各種講座の開催や交流事業の推進ということで、先ほども申し上げましたが、を進めていくという方針がありますから、こういう形でもって進んでいくとすれば、教育の行政執行方針に反するんでないかというような気がいたしますので、この辺を再度お伺いしたいとこのように思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 内馬場議員の質問にお答えします。

はじめに、道道美唄・富良野線の完成区間についてであります。道道美唄・富良野線は、延長 56.6 キロメートルのうち約 35.6 キロメートルが完成し、未整備区間は約 21 キロとなっております。

詳細についてであります。開発道路として国が整備をする区間、約 43.3 キロメートルのうち約 27.3 キロメートルが完成し、内訳として、富良野・芦別間約 19.4 キロメートル、国道 452 号と重複区間約 4.9 キロメートル、芦別・美唄間約 3.0 キロメートルとなっており、未整備区間は約 16 キロとなっております。

また、道が整備する国道 12 号線から美唄ダムまでの約 13.3 キロメートルのうち、約 8.3 キロメートルが完成し、未整備区間としては約 5.0 キロメートルとなっております。

次に、期成会の内容と活動状況であります。美唄市が発起人となり平成 16 年 6 月に、美唄市、芦別市、富良野市の各市長、市議会議長、商工会議所会頭を構成員とし、奈井江町、浦臼町、月形町の 3 町の賛同を得て、開発道路美唄富良野線整備促進期成会を設立したところであります。

会長は私が努め、副会長は芦別市長と富良野市長になっております。

平成 16 年度から北海道開発局及び北海道へ要望活動を行ってきているところであり、今後も期成会を中心に近隣自治体とも連携して事業の必要性和、早期完成に対する要望活動を一層強化し、整備促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、財源確保等についてであります。構想の推進に当たりましては、これまで「東部山岳・橋梁ゾーン」におきましては、交流拠点施設やパークゴルフ場など、ハード面を中心に整備を行ってきたところであります。今後につきましては、道道美唄・富良野線の開通見通しの状況を見極めながら、自然やスポーツ、芸術、歴史などに親しめる魅力あるゾーンとして適切な維持管理のもと、ハード・ソフト両面にわたる事業展開を図ってまいりたいと考えております。

また、財源確保についてですが、これまでの整備に当たりましては、一部道のパートナーシップ関連で補助金を活用しておりますが、多くは過疎債により対応している状況にあり

ます。

今後の事業展開につきましては、財政状況が厳しい中、国や道の事業の活用などを検討してまいりたいと考えております。

次に、市立病院の経営についてであります。慢性的な医師不足や医療制度等の改正など、医療を取り巻く環境の大きな変化に伴い、病院経営は非常に厳しい状況にあり、不良債務解消の健全化計画達成も厳しい状況にあるものと考えております。

このような状況の中で、現在「美唄市地域医療ビジョン」に基づくマスタープラン策定に着手しており、市民の皆さんが安心して医療サービスを受けることができる医療体制の構築に向けて、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、産婦人科の診療体制についてですが、私もサテライトに移行後、産婦人科医師の確保に向けて、北海道大学をはじめ民間病院などへ要請活動を行ってまいりました。

絶対数が不足する産婦人科医師の確保は非常に厳しい状況にありますが、引き続き確保に向けて努力してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現在取り組んでおります、地域医療ビジョンに基づくマスタープランの中で、今後の方向性を示していきたいと考えております。

次に、後発医薬品についてですが、市立病院では院外処方を実施したことに伴う、患者さんへの医療費負担増を軽減するため、後発医薬品の使用拡大を図ることとしておりますので、今後とも民間薬局へ協力をお願いしてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 内馬場議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、国歌斉唱時の起立についてでございますけれども、教育委員会といたしましては、卒・入学式で国歌を斉唱する際には、国歌を尊重する態度で臨むこと、とりわけ儀式的行事に臨む態度として、児童生徒、教職員及び保護者が心1つにする意味からも、全員起立で臨むことが望ましいと考えているところでございます。

本市における国歌斉唱時の教職員の起立状況につきましては、卒業式については5校、入学式につきましては7校が全員起立という報告を受けております。

また、道内及び管内の状況についてであります。公表されているものにつきましては、平成15年卒業式及び16年度入学式のものでありまして、小中学校あわせて全員起立が道内7割台、管内5割程度となっております。

なお、現在の正確な状況について、数値的に把握することが難しいこともありまして、公表はされておきませんが、15、6年当時よりも改善されてきているものとお考えに思われます。

次に、国歌斉唱時の各学校の取り扱いについてであります。卒・入学式にかかわらず日常的な教育活動は、教職員間で意思疎通、共通理解が図られるように努め、全教職員が一致協力して協働体制を確立しながら推進していくことが望ましいと考えているところでございます。

今回の卒・入学式に向け、各学校では校長の基本方針を受け、それぞれの学校の実態に

応じた教職員の意思疎通を図るための話し合い等を重ね実施したものでございます。

次に、勤労青少年ホームについてでございます。

初めに、ホームの使用資格制限についてありますが、各種講座の受講者につきましては、勤労青少年を主体とし、他の施設でのサークル活動などとの整合性を図りながら、柔軟に対応するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、各種講座につきましては、これは勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図っていくうえで必要な事業であります。これまで利用者数や利用者の年齢などを勘案し、経費の節減なども含めて見直しを進めてきたところでございます。

講座につきましては、これまでいろいろ講座をしてきたという経緯も踏まえ、また、新しいものも考えていかなければなりませんけれども、そういった必要な講座についてはこれからもしていかなければならないと考えておりますし、また、利用者が自主的に行うサークル活動これもありますけれども、自主的に、積極的にそういったサークル活動を行っていただくことは、これは非常に結構でございますので、この辺につきましては自由な活動ができるように、私どもも積極的に協力をしてまいりたいとこのように考えております。

●議長長岡正勝君 15 番内馬場克康議員。

●15 番内馬場克康議員 教育長に、再々質問をさせていただきます。

国旗・国歌法の関係でございますけれども、その中で実施のための指導についてということで、学習指導要領に基づいて適切な指導を

各学校にしているということでございますけれども、これは各学校への適切な指導ということは、校長会なり教頭会を通じて適切に実施されるようにということで指導をされているものところのように思います。

そこで、各学校の実態に応じた結果でもって物事が進められているということでございますけれども、そうなりますと、各学校の実態というものがあるものの、結果としてみれば、各学校間での扱いが異なっていると、結果として、市内14校ある学校でやっていることがそれぞれ違うという形になってくる。

そうすると、これは教育委員会の指導というものが、結果が伴っていないんでないかとこのように思います。

これは極端なことを言えば、校長会、教頭会を通してということで、校長先生を中心に指導して、現場に向けて実施をするように指導しているわけでございますから、結果が伴いということになりますと、これは教育委員会から指導を受ける、校長、教頭にも責任があるんじゃないかと私はそのように考える、そのように思いますが、この辺どうなのか考え方を一応お聞きしておきたいと。

また、私なぜこのようなお話を今するかといいますと、実はことしの卒業式において、校長として教育委員会の指導に従い、卒業式においては非常に同僚の、その教職員の名前を、式を中断して1人ずつ名前を読み上げてお立ちくださいとこういうことを、起立を促したと、卒業式にですよ。

そして、4月の入学式には同じ学校において、それが行われなかったということで、学校の校長先生と、学校を移動されたり退職さ

れたりすると前の学校ということで呼ばれるような傾向もあるのかなというところで、そういう先生がおられて、ついこの間、非常に苦しい思いで一人ひとりの名前呼びましたよと、大変なことだと、本当に。本当に勇気がいらしますし大変なことだと。だけれども、やっぱり教育委員会の指導というものを尊重しながらやりましたと。だけれども、同じ、何日も経たない入学式においてはそれがなされなかったということは、これはどういうことですかと。

校長としては、一貫した指導というか、やっぱり教育委員会、同じ1つの美唄市の教育委員会であれば、教育委員会の中で均一化されたものがなければ大変なことだと、今後の教育についても大変なことだとかこういうお話があったので、前段お聞きしたわけでございます。

この辺を考慮してお答えをいただきたいとこのように思います。

それから、ホームにおける各種講座についてでございますけれども、1つの例として申し上げますけれども、勤労青少年ホームができてからですから、ことしで30年以上も続いている講座だと思います。

講座人員も、先ほど申しあげましたように、年々少なくなってきていると。

ことしの春に、突然講座をことしからやめますということで、それぞれ講座を受ける方々は、軽微な機械器具というものは勤労青少年の方で保管をして次回の時に使うという形で扱っているそうでございますけれども、突然、講座をやめるから器具は持ち帰ってほしいということで、何の相談、前触れもなく

一方的に言われたということがございます。

そしてその中で、お話の中で、講座としてではなくサークルとして利用するのであればよいというような話もあったようです。この辺どうということなのかなと。

講座として行った場合には、講師に対する、従来の講師謝金というものが伴ってくるということで、金銭的なものが一応出てくるのかなと。

サークルであれば、利用スペースがあれば勝手にお使いくださいということで、その辺、講座費用とは別個の関係があるのかなとこういうように受け止めるわけでございます。

そして、お金が、確かに財政状況も厳しくて教育予算も大変だとこのように思いますけれども、お金がなければないように、やはりこれらの講座等については当然、講師側とさらには受講生側とも十分な話をしながら、どういう形で今後進めていったらいいんだということで、お互いが相互理解をし合いながらこういうものは進めていくものであって、一方的なやりとりで角を立てるような内容ではないとこのように私は考えるものですから、いずれにいたしましても、少しでも勤労青少年に利用させていただいて、ホームの目的が達成されればいいとこのように考えてございますので、これらについて再度お伺いをいたしたいと思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 内馬場議員のご質問にお答え申し上げます。

国旗・国歌の実施についてであります。

これまでも、国際社会に生きる日本人としての自覚を育てる観点からも、国旗を掲揚し、

国歌を斉唱することは重要であり、公教育推進の観点におきましても学校行事の儀式的行事の趣旨を踏まえ、各学校で国旗・国歌が適切に実施されるよう繰り返し指導を行ってきたところでございます。

今後におきましても、各学校におきまして、学校長並びに教職員が、それぞれその役割と責任を自覚し、国旗・国歌が適切に実施されるよう指導してまいりたいとこのように考えております。

また、ホームについてでございますけれども、各種講座、このことにつきましては今後とも、各講座のあり方につきましては、関係者と十分話し合いをさせていただいたうえで進めてまいりたいとこのように考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

11 番古関充康議員。

●11 番古関充康議員（登壇） 平成 18 年第 3 回定例会に当たり、大綱 2 点について市長にお伺いをいたします。

大綱の 1 点目、地方自治体の自立と行政のあり方についてであります。21 世紀を向かえ、自治体をめぐる潮流は財政の危機、少子高齢化社会、福祉全般の問題、地球環境、ごみ処理、耐震対策など、市民にとって役に立つ行政とは、こんな視点で急速に広がり注目を浴びているわけであります。

今、分権改革は、従来のからを出して、自治体職員に新しい政策形成が求められ、地域住民に安心して暮らすことのできるまちの実現のために、真剣に取り組むことが要求され、的確な自己判断、自己責任などのほか、時代状況の認識や組織の改革など、職員自らが意

識の改革と能力の鍛錬をしなければならないとこのように言われております。

このような時代背景の中で、研修・研究などに取り組み、住民のための自治、つまり地方自治が発展すれば住民福利が前進する、このような考えの職員が多ければ、行政との信頼関係ができまちの発展につながると思いますが、当市の状況についてお示しをいただきたいと思います。

そこで、その1つとして、自治体職員の意識改革についてお伺いするものであります。

前段に申し上げたように、地方分権の議論をする時に、職員の顔が見えてこないとよく言われています。

自治体職員がこの議論に関心がないわけではないと思いますが、分権議論が分かりにくく、現行の制度上でまだ地域住民にやらなければならない部分があり、それを出していないなど要因はあると思います。

地域住民との対話の中で、分権の意味を行政の範囲内で適切に伝えることが大事だといわれております。

特に、協働のまちづくりの今日、財政改革の問題、規制緩和、民間活力の導入などの場で、地域住民との交渉、協議など、苦手として住民から逃げていると言われております。これらに対してどのような考えを持っておられるのか。

地方分権、要は職員が常に考え、市民とともに行政課題の克服と、自分たちの手で地域をよりよく変えていく意識を持ち、行動することが今までと大きく変革し、行政運営を目標とし尽力することとしているが、これらに対して自覚と自己責任についてどのような意

識を持っておられるのかお示しをいただきたいと思います。

2つ目として、首長のマニフェストと、職員の意識についてお伺いするものであります。

首長がローカルマニフェストを掲げ、選挙や行政の執行方針を出した場合、職員はどんな反応や意識を示すんであろうか。

例として、これはあくまでも例でございますが、ある県では知事が当選後、国の歳入不足を見据えて、公共事業の削減案を担当の部長へ提出、半年かけてマニフェストを具体化するための施策づくりが行われ、地域主権型の社会形成、地域資源の潜在力の発揮、住民の連携による自立ビジョンとして掲げ、前期2年間で最優先で取り組む緊急課題、後期までは実現の7つの重点施策など、県民との約束、公約であります。これを示したと。

中身はいろいろとあるとしても、この施策を推進するために、国保事業、要するに公共事業です、約45%ぐらいをカットしたと。年度の当初予算も13%ぐらいを削減したと。国の経済対策以前の水準に合わせ、職員や人件費の抑制、補助金支出の見直し、これらを行い、4年間で200億円の一般財源が生まれたとこのようにしております。これは大変な金額であります。

これには、幹部職員は出されたマニフェストを真剣に読み、実施計画をくみながら、職員自らが新しい自治体づくりに努力したと。要は、長のマニフェストをその後制作室で監修されたものは県の政策として執行されるのであり、職員も達成状況や課題など、評価し進行管理をしていく。

これまでとは違い、マニフェストを職員が

取り組むことにより、意識が変わった。

特に、住民に対する政策成形は成形能力が高くなり、政策に対する考え方、スピードは自分たちが責任を持つのは当たり前としている点であります。

このような話を聞きまして、当市も自立を宣言し、首長がマニフェストあるいは年度の執行方針を提出し、財政問題や合併議論の中で職員の一人ひとりが公約をどのように受け止め行動しているかが重要なことだと思うわけですが、これらに対する実態について、またお伺いするものであります。

次に、大綱2点目でございます。

中心市街地商業地域の再生についてであります。

その1点目として、中心市街地商業地域と大型商業施設の影響についてであります。

大型商業施設の立地については、すでに当市の中心商業地の既存商業者へ与えている影響は大きく、はかり知れないことはご承知のとおりであります。

この問題につきましては、私も今まで再三にわたり提言をしてきたところでもあります。

大型店が立地している場所は交通の量が多く、ピーク時には、道路から駐車場までの時間がかかり、渋滞を起こしている状況であります。

営業時間が深夜営業になっていきますので、騒音、照明の影響や環境の変化により、近くの住宅までごみの散乱や、夜の光による虫の害、虫害などが発生しております。

また、特に考えなければならない部分につきましては、週に数回の値引きセールが開催されております。

一般小売店の販売価格と値引き価格が、大型店では卸値以上の価格差があります。

また、既存の小売店は、たとえ銀行より融資を受けても、全国、全道規模で展開する大型店には一店舗単位では経営者がやる気を持ったとしても太刀打ちもできず、すでに限界を超えているのが現況であります。

当市の行政の賑わい事業、TMOの普及、市街地活性化を図ろうとしても、国や行政の集中的な基本計画が出されない限り中心市街地、単一、あるいはまた具体的な施策は商工団体も商業者もできない状況にあるんじゃないでしょうか。また、現況で商業の振興ができるんじゃないでしょうか。

特に、当市の駅西側商業ゾーン、駅前商業ゾーン、東1条商業ゾーン、大通り商業ゾーンなどは駐車禁止なども要因にあると思いますが、地区によってはゴーストタウンになっている場所もあるわけであります。

このように大型商業施設の影響を、当市の商業実態調査などを踏まえながら行政サイドはどのように捉まえているのか、またどのようにしようとしているのかお伺いをするものであります。

次に、中心商店街の商業地域の再生についてであります。

本年の2月にまちづくり三法の改正案が閣議決定され、国会に提出されました。

これは、中心市街地の活性化の推進と同時に、大型店の郊外店に規制をかけるのが目的であると言われております。

しかし、中心商店街の再生は、商業者の今日までの考え方、風習、義理人情などがあり、また、時間と労力、お金がかかることから、

改革がなかなか進んでいないとこのように思っております。

今回の改正案は、大型店の規制、空洞化が著しい中心商店街対策として、中心市街地に公共公益施設など、まちの機能や住宅機能といった都市機能を集約することで、中心市街地の賑わいを回復すると同時にコミュニティを再生し、街中を生活空間として魅力あるものにする、これが目的であると言われております。

本市の執行方針の中でも、中心市街地の活性化のために、空き店舗の活用、賑わい創出事業を継続する。生協跡地については、中心市街地活性化基本計画を踏まえ、TMO及び関係機関、団体と協議しながら有効活用の方策を探ると、このようにしておりますが、基本計画に沿った方策や具体案はどのようなになっているのかお伺いするものであります。

また、生協の跡地の主たる対策について、これもお伺いするものであります。

その3として、消費者センターの相談と被害の実態についてお伺いするものであります。

昨今の国民生活は、多様化、複雑化、広域化し、それに伴い全国の消費生活センターに寄せられる消費者相談は急激な増加傾向にあるとしております。

不当請求に関する相談がピークであった2004年には約192万件の相談があり、2005年には約128万件と少なくはなっているものの、依然として多くの相談が寄せられているわけであります。

全国の消費生活ネットワークシステムの情報によると、主なものとしては不当請求、身に覚えのない架空請求、契約内容の不備によ

るトラブル、契約及び解約に関する相談が大きくふえている。

また、商品の品質、機能性、一部品質等も、2005年以降増加傾向にある。

今消費が伸び、経済が上向いている反面、悪徳業者が横行している。

特に、十分な判断ができない高齢者を悪徳業者が狙い、住宅リフォームにしても、不要な工事を高い金額で契約させられたり、生命保険などで加入時に告知義務違反の関与をしたために保険金が支払われないといった事例が後を絶たないわけであります。

こうした状況から、今後は行政として安全の確保、消費者契約の適性化、計量、企画、広告の適性化、啓発活動の推進、苦情処理、紛争解決の推進など、行政が市民の安全・安心な生活を支援する等の施策が必要と思うが、当市はどのような対応を考えているのか、お伺いいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 古関議員の質問にお答えします。

初めに、地方自治体の自立と行政のあり方について、職員の意識改革についてであります。本市においては、協働のまちづくりなど新しい住民自治をめざすとともに、行財政改革など自治体経営基盤の強化をめざすことを自立の基本方針としてしているところであり、職員は市民の皆さんとともにまちづくりの真の担い手になることを自覚し、資質や能力を高め、自立に向けた多くの課題に意欲を持って取り組む姿勢が求められております。

このため、社会経済情勢の変化や、市民の視点で課題やニーズを的確に捉え、協働のま

ちづくりを具体化していくこと、さらには市民理解のもと、改革を計画的に進めていくことなど、職員一人ひとりが、そして組織全体がそれぞれの使命を明確にし、目標に向かって最大限にその能力と組織力を発揮できるよう人材育成に努め、職員力を強化しなければならないと考えております。

次に、公約と職員の意識についてであります。私の公約については、行程表を作成し進めることとしておりますが、市政執行方針も含め、「地域経営」という視点から職員それぞれがまちづくりに当たることが重要であると考えておりますので、管理職を含め、職員一人ひとりに対してこのような考え方を徹底し、公約や市政執行方針に基づき、自らが行うべきことを着実に行動に移していくことにより、活力ある誇りの持てるまちとなるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、中心市街地商業地域の再生について、大型商業施設の影響についてであります。大型商業施設は平成 10 年以降、駅東側に出店した「りょーゆー」や「パワーズ」、東地区には「旭友」や「ツルハ」、「生協」の移転や「しまむら」「イエローグローブ」の出店などがあり、加えて近隣の岩見沢市や三笠市への出店が相次いだところです。

平成 16 年の商業統計調査によると、本市の卸小売業の事業所数は 281 店であり、平成 14 年度の調査から比較して、2 年間で 33 店舗、10.5%の減となっております。

また、平成 15 年に実施した消費動向調査では、食料品や医薬・化粧品などの日用品は、最寄の商店を利用する方が多く、電気製品や家具、衣服などが近隣の岩見沢市、札幌市の

購入が多い結果となっております。

平成 16 年の商業統計調査により、推計した購買力の市外への流失率は 32.5%で、前回調査から 5.1 ポイント増加しており、大型店の影響は大きく、市内の小売業は極めて厳しい経営環境にあると認識しているところでございます。

こうした厳しい環境の中で、生き残りを図るためには、消費者ニーズを的確に把握し、創意と工夫による魅力ある個店づくりに努めていただくとともに、市といたしましては、関係団体と連携し、地元愛用や地産地消の取り組みを進めて商店街の活性化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、中心市街地の活性化等についてであります。本市では平成 17 年 4 月に、「美唄市中心市街地活性化基本計画」を策定したところです。

この基本計画に沿った、中小小売商業の高度化を推進するため、商工会議所が中心となり、「美唄市中心市街地活性化 TMO 構想」を昨年 11 月に策定し、本年 1 月には商店街整備などの具体策の検討や、構想を効果的な推進を図るため、商工会議所や各商店街、金融機関や専修短大など 14 の機関・団体で構成する「TMO 推進協議会」が設置され、中心市街地の活性化を図るためのセミナーの開催などを行ってまいりました。

しかしながら、本年 8 月、まちづくり三法の都市計画法と中心市街地活性化法が改正されたことから、今後は「中心市街地活性化基本計画」や「TMO 構想」を踏まえながら、生協跡地を含め、新法に基づいた活性策を検討してまいりたいと考えております。

なお、生協跡地の当面の利活用はすずらん通商店街や地元商業者が、イベントやお客様駐車場などに利用できるよう現在、話し合いをしているところでございます。

次に、消費者センターの相談と被害の実態についてであります。従前から消費者生活相談や広報紙、パンフレット、各種会合などで市民に情報提供するなど、注意を喚起してまいりましたが、今後なお一層美唄警察所や消費者協会など、関係機関、団体とも連携し、情報提供のほか、相談員の研修を充実するなど、市民の安全安心な生活を守るため、悪徳商法などの被害に遭わないよう努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 11 番古関充康議員。

●11 番古関充康議員 今までは全般的に答弁をしていただきました。

数点について再質問をさせていただきたいと思えます。

自治体職員の主な仕事、要は、公務とはやはり住民、市民団体とのかかわり、これが大きな仕事であり、得意・不得意、苦手関係なく協働、協力、交渉、共存、あるいは説得、理解などが公務の主なものと思うわけであります。

また、地方分権の究極の目標は、地域の諸問題、住民の自己決定権の拡充、その点をしっかりと受け止めておく必要があると思うわけであります。

これは、国や道の分権ではありません。市民による分権であります。

また、住民自治の領域を拡充することとこのように思っております。

また、今分権の流れの中で、自治体の特性

を生かし独自の政策の立案、実行することが求められているわけであります。

これには推進の担当のセクションの設置、これなどはどういうふうにご検討されるのか。

また、厳しい財政状況下にあつて、実現するには職員一人ひとりが現況を把握、必要性の認識、持てる力を発揮することだと思いますが、また、役割として地域のニーズに敏感であること、要するにサービスの提供には常に市民の声に耳を傾け、市民が何を望んでいるかが大事なことであると思います。

政策に当たっては、市民とのパートナーシップこれを大切にし、市民の参画を促すこと、高い政策形成能力を持ちあわすこと、これらについても政策立案機能や政策公務機能が要求されるわけであります。

そこで、現在の仕事に追われていないで、社会情勢の変化に視点を向け、先を見据えながら職員自らがビジョンを明確にすることが必要であると思います。

そこで、答申には総務省やあるいは中央等の研究機関、また道との自治体経営を図る組織などの連携があるのかどうか、私は今後のまちづくりや政策立案の中で重要なことだと思いますが、これらの政策の取り組みについて、あるいはまたあり方について、再度伺います。

次に、中心市街地商業地域の再生についてであります。

大型商業施設に関していえば、立地する際に、中心市街地、商業地域の既存小売店は、立場の違いもあることから、これはいいよという了承をしたわけではないと思うんです。

先ほども申し上げたように、大規模なチェーンは、売り場の面積、品揃えの多さ、価格の安さ、多様さなどすべての規模、小売店とは全然対称にならないわけであります。

先ほども申し上げましたように、まちづくり三法では、大型商業施設が予想をはるかに超えてマンモス化となり、今になってから巨大さを規制しようとしているわけであります。

先を見据えないで実現のみに捉われている役人の甘さ、業界のことを何も考えていない方策でどれぐらいの商業者が困って、また、店舗をたたんでいるのでしょうか。

また、西側商業地域の現況では、非常に厳しいものがあると思います。

先ほど申し上げましたように、駅前東1条大通商店街、西1条、それぞれの商業ゾーン、数年前とどのような違いになっているのか、またどのような感想を持っておられるのか。

同じことを何回も言うつもりはございませんが、中心市街地の商業地域がなくなっているんです。

ある商業団体では、食品部会、以前は140から百五、六十あったと思います。現在では四十数社を数える、このぐらい減ってきておるわけです。

商業団体も先のことを大変危惧しているわけでございます。

また、空き店舗を利用したにぎわい創出事業も、1店舗だけでは賑わいだとか活性化が図れるとは私は思っていない。

また、一生懸命努力した結果、集客や売り上げができず、全部閉店してきていると、それを一時的にとしても、今のまちの状況は歯抜けの状態であります。

これらをどのように対応する。また、以前のように賑わいをどうして図るのでしょうか。

中心市街地の再生には、商業ゾーンの形成、また、民意対応になる施設を図らなければ、多くの市民やユーザーが戻ってこないのではないのか、このように思うものであります。

そのためには、まちづくり基本計画も絡むと思いますが、商業者は全体を通して本当に限界を超えているわけであります。

こうした中、桜井市長の市政の方向や実行力を、市民は期待しているわけであります。中心市街地の商業地域の再生に向けての実効性のある方策をお示しいただきたいとこのように思っております。

先ほどの消費者関係のことにも若干触れます。

国内、道内で多発している悪徳商法などによる被害について、美唄市内ではどのような部門が多いのか。

また、市民が一番困っている部門の中で、高齢者の実態はどのようなになっているのか。

行政以外に警察などで扱っているものはあるかどうか。

こうした被害は今後も増加すると予想されます。行政もある程度のかかわりあるわけでございますので、今後の対策、対応についてお伺いするものであります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 古関議員の質問にお答えします。

初めに、自立と行政のあり方などについてであります。現在三位一体改革や、国・地方を通じた歳出・歳入一体改革、あるいは道州制の議論が行われるなど地方制度が大きく

転換しようとしております。

このような時代に自立したまちとして、職員の意識や組織づくりを的確に行っていくために、私はまちづくりの理念とルールを確立し、時代状況や市民ニーズ、あるいはコミュニティの状況に柔軟に対応していくとともに、市民や企業、各種団体などとの協働のまちづくりを進めていくことが必要ではないかと考えております。

そのため、現在まちづくり基本条例の制定に向け作業を進めているほか、本年4月に企画課を地域経営室に改編し、「地域経営」という視点で協働のまちづくりを進めることとしたところでございます。

また、地域の活性化に関しましては、職員が地域に赴き、一緒に考え問題解決する仕組みを検討してまいります。

いずれにいたしましても、地方にとっては厳しい時代ではありますが、自立と協働のまちづくりに向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中心市街地再生についてであります。これからのまちづくり、特に中心市街地の活性化につきましては、コンパクトシティや街なか居住の考え方、賑わいの創出ができる商業ゾーンの形成などが大変重要であると考えており、これらの考え方を踏まえ、先ほども申し上げましたとおり、新法に基づいた活性化策を、関係団体などと十分に協議をしてまいりたいと考えております。

次に、悪徳商法の現状と、今後の対策についてであります。市内で平成17年度の消費生活相談件数では、身に覚えのない請求が80件と一番多く、そのうち65歳以上の高齢者か

らの相談が43%を占めています。

また、寝具等の住生活用品に係る相談では69%が高齢者となっています。

次に、美唄警察署で扱った事例といたしましては、本年6月から7月にかけて、契約書や領収書を作成せずクーリングオフにも応じないなど、高額な寝具販売が2件発生しております。

市といたしましては、関係機関・団体とも情報を共有し、また、市民自らも知識を得て身を守ることができるよう情報提供をするとともに、その情報を町内会や老人クラブでいかしていただくよう連携を深めてまいりたいと考えています。

●議長長岡正勝君 午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1 時01分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） 2006 年第3回定例会に当たり、大綱3点について、市長に質問いたします。

小泉首相が、痛みを我慢すれば明日があると言って強行してきた構造改革は、この5年間にさまざまな痛みを国民に押し付け、格差を拡大してきました。

格差はないなどとうそぶいている政治家もいましたが、ここ美唄では、格差は歴然と約2万9,000人の市民の中に見受けられます。

市民の誰もがそう実感しているはずです。

そして今、小泉首相が辞める段階になって、彼の置土産とも言うべき、一層の激痛が具体的な形で国民生活にのしかかってきています。

医療制度、年金、介護保険制度、障害者自立支援法、住民税の増税など、枚挙にいとまがありません。

小泉政権になってから、社会保障制度の切り下げや増税によって、本来であれば社会保障によって守られていた命が失われるという自体が、各地で表面化してきました。

この間に、庶民から絞り上げたお金が3兆円、引越しを含むアメリカ軍の基地再編のための費用が3兆円です。

税金の使い方を変えなければ国民生活は救われません。今後、今マスコミが騒いではしゃいでいる自民党の総裁選挙で、誰が首相の座に着こうとも、小泉政治を踏襲する限りは、国民は同じ苦しみを味わうだけだと思います。

政治の向いている方向を決めるのが選挙です。次の選挙では、この苦しみを国民にもたらした政党へ厳しい審判が下されることと確信しております。

さて、一般質問の大綱の1点目は、市民生活の安全と安心についてお聞きいたします。

そのうちの1点は、高齢者や障がい者を狙った悪徳商法などの市民の生活への影響についてです。

オレオレ詐欺や振り込め詐欺などが一段落したと思ったら、今度は認知症ながらも地域で暮らしておられる高齢者や障がい者に理解者として振る舞いながら近づき、信用させてその上でいろいろな物品を押し付ける、あるいはもっと親密になってキャッシュカードを

巻き上げたり、過剰な住宅のリフォームを売りつけたりという例が、連日新聞報道されております。

そこでお聞きいたします。

本市での状況についてはどうなっているのでしょうか。

2つ目には、市民の夜間の安全や、防犯のための街路灯についてお聞きいたします。

たまたま夜にウォーキングをしていると、街路灯の設置箇所の偏りや、明るさの地域格差が目につきます。

街路灯については、町内会が設置しているものと、市独自で設置しているものとがあると聞いていますが、設置の基本的考え方、設置数、電気代など、美唄市が独自に管理している分、町内会が管理している分と分けて教えてください。

大綱の2点目は、社会保障についてお聞きいたします。

小泉構造改革の5年間で、社会保障費は総額1兆2,000億円が抑制されました。さらに政府は今後5年間で16兆5,000億円規模の歳出歳入一体改革を行うとして、社会保障は1兆6,000億円を抑制しようとしています。

格差の拡大や貧困の広がり、仕事がない、あるいは非正規雇用の拡大といった今の日本を取り巻く事態のもとでは、国民の社会保障要求は当然のごとく強まります。

また、団塊の世代の退職や高齢化も、必然的に社会保障の充実を求めることにつながります。

そこで、本市の社会保障制度の実態についてお聞きいたします。

1点目は、介護保険制度についてです。

介護保険法は昨年6月に、自民党、公明党、民主党の各党の賛成で成立しました。昨年10月から1部が実施されましたが、多くはことしの4月からの実施となっています。

そこで、施設給付の見直し、介護予防という新たな分野区分への変更などの改正された、主な事項について伺います。

認定の区分では、要支援1、2の人数についてもお聞きいたします。

また、制度を利用している市民の方々の状況などをお聞きいたします。

2点目には、障害者自立支援法についてお聞きいたします。

自立支援法ではなくて、自立阻害法と呼ぶ方が正しいとの声が、障がい者を取り巻くいろいろな団体から上がってくるほど、日本の障がい者の未来を限りなく危機的状況に追い込む障害者自立支援法。

この法律の成立過程のごたごたは、今さら私が述べることでもない、国民の記憶にしっかりと残っていることだと思います。

さて、その支援法の内容と、これまでの制度との違いについて伺います。

また、市内の障がい者の方の状況についても伺います。

3点目には、医療制度について伺います。

本年6月に成立した医療制度改革法では、どんな点が、どのように変わったのでしょうか。

市民負担に関する点、療養病床の削減に関する点、今後予定されている医療改革などについてお聞きいたします。

4点目には、乳幼児医療費助成制度について伺います。

対象者の要件、過去5年間の本市の受給状況などについて伺います。

5点目には、児童手当について伺います。

本年度改正されたと聞いておりますが、どのように変わったのでしょうか。周知方法や改正後の市民への影響はどのようになったのでしょうか、お聞きいたします。

大綱の3点目は、公園の管理についてお聞きいたします。

その1つ目は、水遊び場の管理についてです。

ことしの夏は暑い日が特に多く、水遊びをするにはいい夏だったと思います。

極端な場合を除いては、子どもたちは水遊びが大好きです。水の持つ不思議な魅力は、言葉で表さなくても誰もが感じるができるはずです。

本市の公園の中にも、水遊びの機能を備えた公園がふえました。

そこで、市内の公園の中で、水遊びの場所は何カ所か、また、衛生状態の確認や掃除など、管理方法はどうなっているのかお聞きいたします。

2つ目には、公園のトイレの管理についてお聞きいたします。

市内の公園のトイレの数、男女別、身障者用のトイレの区分、掃除や物品の補充など、管理方法、緊急時の連絡先、利用可能な時間などの表示はどのようになっているのでしょうか。

また、旧美唄駅のように、終日利用可能なトイレが市内には見当たらないようですが、この点についての考えをお聞きいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉岡議員の質問
にお答えします。

初めに、市民生活の安全と安心について、
高齢者や障がい者を狙った悪徳商法について
ありますが、市内の消費生活相談の件数は、
平成 17 年度は前年度に比べ減少してしま
すが、依然として多くの相談が寄せられていま
す。

平成 17 年における相談内容では、身に覚え
のない請求が 80 件と一番多く、次いで金融・
保険サービスに関するものが 25 件、教養娯楽
品に関するものが 19 件などとなっており、相
談件数は、総数で 247 件となっています。

そのうち、65 歳以上の高齢者からの相談が
38%を占め、特に身に覚えのない請求では
43%、寝具等の住生活用品では 69%が高齢者
となっております。

なお、障がい者に関する統計通知はござい
ません。

今後も巧妙化する悪徳商法による被害に遭
わないよう、相談員の研修や広報紙、パンフ
レット、各種会合などで市民に情報を提供し、
注意を喚起してまいりたいと考えております。

次に、街路灯の設置についてであります、
市で管理する街路灯は道路整備に伴う設置や
交差点、カーブ等交通安全上の危険な箇所に
設置しており、平成 17 年度末の管理灯数は
1,131 基で、これに要した電気代は約 1,440
万円となっております。

町内会等において街路灯を設置する場合は、
設置費用や電気代の 2 分の 1 以内を補助して
おります。

平成 17 年度におきましては、15 団体から
申請のありました 19 灯の設置に約 28 万円を

補助し、218 件の約 3,300 灯に約 670 万円の
電気代を補助しております。

次に、社会保 障制度について、介護保険
制度についてであります、今回の改正の主
なものを申し上げますと、施設給付の見直し
では、介護保険施設利用時の居住費及び食費
にいて、保険給付の対象外とし、利用者の負
担となり、昨年 10 月から適用されたところで
あります。

次に、予防重視型システムへの転換では、
要介護状態等の軽減や、悪化防止のため、軽
度者を対象とする新予防給付が創設されまし
た。

次に、要介護認定の見直しでは、認定区分
のうち、これまでの要支援が要支援 1 に、要
介護 1 が認知の状況や身体状況の維持、改善
可能性の観点から、予防給付の要支援 2 と介
護給付の要介護 1 に区分され、従来の 6 区分
から 7 区分に変更されたところであります。

新予防給付対象者数につきましては、8 月
末で要支援 1 は 149 人、要支援 2 は 76 人、合
計 225 人となっておりますが、今後順次認定
更新が行われますので、年度末では約 600 人
程度と見込んでおります。

このうち、予防サービスの希望者について
は 4 月に設置しました、地域包括支援センタ
ーで、新予防給付ケアプランを作成し、適切
にサービスが提供できるよう対応しておりま
す。

制度改正に伴い、当初サービス利用者は支
援の窓口の変更や介護サービスと予防サービ
スの違いに対する理解など、戸惑われる状況
もありましたが、地域包括支援センター職員
やケアマネージャーが説明に伺うなど、新制

度への円滑な移行に努めてきているところであります。

次に、障害者自立支援法についてであります。この法律は、これまでの支援費制度の自己決定・自己選択の理念を継承しつつ、障がい者の方々が障がい種別にかかわらず、サービスを利用できるよう利用者本位のサービス体系に再編するとともに、支給決定の仕組みを透明化、明確化したこと、障がい者が意欲と能力に応じて働くことができるよう、就労支援を抜本的に強化したこと。

さらにはサービス料の拡大に対応して、障がい者自身も含めてみんなで制度を支え合う仕組みにする中で、国や地方自治体の費用負担の責任をルール化して、財源を確保しつつサービスを計画的に充実するなど、障がい者が地域で安心して暮らせるようにするための総合的な支援システムを構築する仕組みとして制定されたものであります。

これまでの支援費制度との主な相違点を申し上げますと、支給決定の公平化を図る観点から、障がい者の心身の状態を総合的にあらわす「障害程度区分」が設けられたこと、また、福祉サービスに係る費用について、原則定率で1割を利用者負担としたことが大きな改正となっているところでございます。

このうち、利用者負担については、低所得者に配慮し、所得や市町村民税の課税状況により、4区分の利用者負担限度額が設定されておりますが、軽減策として、収入や資産状況に応じた個別減免や、社会福祉法人が実施する減免措置のほか、生活保護への移行防止策として、利用者負担を行うことにより、生活保護世帯に該当する場合は負担額を引き下

げるなどの減免措置がとられているところであります。

次に、市内の障がい者の状況についてであります。平成17年度末現在で申し上げますと、身体障害者が1,813名、知的障害者が352名、精神障害者、保健福祉手帳交付者が124名となっております。

次に、医療制度についてであります。初めに、療養病床については6月21日交付された「医療制度改革関連法」では、全国の療養病床38万床を15万床に減らすこととしており、平成24年度までに介護型は10万床を全廃し、医療型は現在の25万床から15万床に減少するものと承知しております。

市内におきます療養病床は、本年4月には、医療型は、市立病院45床、民間病院48床、介護型は民間病院103床で、合計196床でしたが、8月現在は、医療型は、市立病院45床、民間病院0床、介護型は民間病院119床で、合計164床となっております。

次に、市内の病院での状況についてであります。ある病院で一般病床への転換に際し、療養病床の患者、家族の皆さんと相談をし、個々の事情に応じた対応がなされたとのことをお話を伺っております。

次に、制度改革に伴う市民負担の変化と、今後の予定についてであります。本年10月に施行されるもののうち、負担増となるものは、70歳以上で現役並み所得を有する患者負担が2割から3割に、療養病床に入院する70歳以上の方の食事負担が、居住費分を含めた負担に、高額療養費の自己負担限度額は70歳未満の一般で7万2,300円が8万0,100円に、70歳以上の一般では4万0,200円が、4

万 4,400 円に引き上げられること、一方、給付がふえるものとしては、出産育児一時金が 30 万円から 35 万円に増額されることなどが予定されています。

また、平成 20 年度からは、70 歳から 75 歳未満の患者負担が 1 割から 2 割に見直されること、乳幼児に対する患者負担を 2 割に軽減する措置が、3 歳未満から義務教育就学前まで拡大されること。現行の老人保健制度は、新たに創設される後期高齢者医療制度となることなどが予定されております。

なお、この後期高齢者医療制度は、都道府県を単位とするすべての市町村が加入する広域連合が運営することとなりますので、現在北海道において準備委員会が設けられ、来年 2 月の広域連合設立に向けた準備が進められております。

次に、児童手当についてであります。本年 4 月からの児童手当法の改正に伴い、これまで小学校 3 年生までを対象としていたものを 6 年生までに拡大するとともに、所得制限の緩和が図られたところであります。

市民の方への周知につきましては、小学校へのパンフレット配布、広報紙での P R とともに、対象となる世帯へは説明書と申請用紙を送付したところでございます。

この改正に伴い、5 月末時点での支給世帯は 1,165 世帯で、新たに 196 世帯の増加となり、支給額は一月当たり約 219 万円の増となったところでございます。

次に、公園の管理について、水遊び場についてであります。旭公園に 1 カ所と、遊縁通に 2 カ所設置しております。

水遊び場の水については、ろ過装置を備え

た装置により循環することとなっており、定期的に水路等の清掃と、水道水を使用し水の取り替えを実施しております。

水質試験につきましては、平成 16 年に実施しており、次回は来年度実施したいと考えております。

次に、トイレの設置についてであります。8 公園に 11 カ所のトイレを設置しております。

11 カ所のトイレすべてが男女別になっており、7 カ所に身障者用トイレを設置しております。

トイレの清掃や、開閉等の管理につきましては民間に委託しており、利用時間は午前 9 時から午後 5 時までとしております。

身障者用を設置しているトイレには、緊急時に外部に知らせる赤色回転灯等を 5 カ所に設置しているところであります。

また、利用時間や故障時の連絡先等につきましては、特に周知はしておりませんが、今後トイレ等に表示する等、周知に努めてまいりたいと考えております。

トイレの常時開放については、防犯上の課題等、管理上の問題もありますことから、考えていないところでございます。

なお、乳幼児医療助成制度につきましては、市民部長から答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 市民部長。

●市民部長吉田譲君 乳幼児医療費助成制度については、私からご答弁をさせていただきます。

本事業は、道の補充要綱に基づき、義務教育就学前の乳幼児に対し、医療費の自己負担分の一部を助成するものであります。平成

16 年 10 月の改正により、対象範囲の拡大としてそれまで 3 歳未満が対象だった入院外の助成期間を延長し、入院・入院外ともに義務教育就学前までとしました。

また、自己負担の見直しとして、3 歳未満と住民税非課税世帯の乳幼児については、入院・入院外ともに引き続き初診時 1 負担金のみの負担とし、3 歳以上の住民税課税世帯の乳幼児については、入院・入院外ともに 1 割負担といたしました。

過去 5 年間の給付状況について申し上げますと、平成 13 年度は受給者数が 1,202 人で、合計受給件数は 7,894 件、助成額が 3,938 万 7,000 円。平成 14 年度は受給者数が 1,206 人で、合計受給件数は 8,599 件、助成額が 3,278 万 1,000 円。平成 15 年度は受給者数が 1,150 人で、合計受給件数は 7,926 件、助成額が 2,706 万円。平成 16 年度は受給者数が 1,098 人で、合計受給件数は 8,808 件、助成額が 2,414 万 5,000 円。平成 17 年度は受給者数が 1,055 人で、合計受給件数は 1 万 4,298 件、助成額が 2,650 万 1,000 円となっております。

平成 16 年度と、平成 17 年度の受給件数を比較すると、入院外で 1,306 件、歯科が 291 件、その他が 3,972 件増加し、入院は 79 件減少しております。

その他の増加の主は調剤であり、このことは市立病院で院外処方開始されたことによるものであります。

●議長長岡正勝君 1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員 自席から再質問させていただきます。

市民生活の安全と安心についてですが、障がい者の被害については統計がないというご

答弁でした。

障がい者を狙った卑劣な犯罪から障がい者を守るためにも調査しておくべきだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

それから、街路灯の管理についてですが、私の行動範囲の中だけですが、市内 3 カ所について個別にお聞きしたいと思います。

総合体育館の北側と遊縁通についてですが、あの辺りは非常に明るい、過剰な明るさではないかと思うぐらいの照明がされているような状況です。

それに比べて、美唄工業高校のところの通りですが、周辺に住宅地やいなほの団地があるにもかかわらず、非常に暗いというところがありますので、この辺についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、社会保障制度の介護保険制度についてですが、昨年 10 月の食費や居宅使用料の自己負担化に伴って、個人負担分がふえたという方も多いと聞いております。本市における状況はどのようになっているでしょうか。

また、各自治体独自で軽減策をとっている自治体があると聞き及んでおりますけれども、本市についてはそのような予定はありますでしょうか。

法改正に伴って、軽度、いわゆる要支援 1・2、要介護 1 の人に対し、福祉用具の制限が取り入れられると聞いております。

全国的には制度の先取りのような形で、すでに半ば強制的に福祉用具の取り上げが横行していて、それを見かねたのか厚生労働省が、

一律的な取り上げはしないようにとの通達を出したと聞いております。本市においてはこの点についてどのようなのでしょうか、お聞きいたします。

それから、障害者自立支援法に関連ですが、市長にぜひ聞いていただきたいと思う例があります。

障がいや寝たきりの夫と、彼の身の回りの介護をする妻の2人のお話ですが、お子さんはいません。

従来美唄労災病院の、脳神経外科の診療を受診しておりましたけれども、労災病院に受診科がなくなったために、岩見沢までの通院を余儀なくされました。

このご夫婦の収入は年金だけです。

月2回の通院に、リフト車両を使ったサービスを利用しておりますが、そのサービスが市内に限定されているために、岩見沢市に入った部分、美唄市以外の部分は自己負担となっています。

限られた年金の中からの支出は大変だけれども、父さんの病気のためだから仕方ないんだねと、奥さんは切ない思いを私にぶつけてきています。

市内に受診科がなくなってしまって、やむを得ず他市の医療機関にかかっている方は多いと思いますが、しかしながら、今紹介した方のような、生活保護同様の状態で、低年金だけで頑張っておられる市民の方への支援は必要なことだと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

また、医療改革に関連しまして、全国で、6年間で療養病床が激減されるという情報が発表されておまして、全国の高齢者から驚

きとともに、悲鳴が寄せられています。

特に、本市においては高齢化が進んでいるということで、高齢の方の中には自分が病気になった時には、あの病院にお世話になろうなんて心づもりをしていた方もいらっしゃるというんですけれども、本市においては2つの総合病院をどうしていくのかという、地域医療のあるべき姿がまだはっきりとはしておりません。

その上にこのような療養病床の削減の数字だけが一人歩きするような状況では、市民にとって不安の材料を大きくするばかりになっていると思います。

市立病院の医療型の療養病床の今後も含めて、桜井市長には、市民の不安を払拭するためにも、1日も早く本市の地域医療の方向性を定める必要があると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

3点目の公園の管理ですけれども、ことしの桜まつりの際、夜桜見物で東明公園を利用した方が、トイレが閉まっていた困ったという話を聞いております。

桜まつりの時期、夜桜見物のお客様のために、行灯をつけてご案内していると思います。これは他市にもご案内していると思いますので、特に夜桜というのは美しいものですから、他の自治体からも、いらっしゃるかと思うんですけれども、その際には、ぜひ公衆トイレは開けておくべきだというふうに考えておりますが、市長はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問に、順次

お答えします。

初めに、市民生活の安全と安心について、障がい者に対する悪徳商法からの被害防止対策についてであります。市内には障がいのある方も多く居住されていることから、障がいのある方々が被害に遭わないよう、関係団体などとも連携し、いろいろな機会を通じて情報の提供や調査を行いまして、意識の啓発のなどに努めてまいりたいと考えております。

次に、遊縁通、昭和通の街路灯の管理についてであります。遊縁通につきましてはセンサー感知式で点灯しておりますが、冬季間については道路沿線等必要箇所を残し、他は消灯しております。

昭和通につきましては、北側歩道に設置している6基を午前0時に消灯しております。

新川通の街路灯につきましては、市で設置したものほか町内会で設置していただいているものがあります。

その中には、故障と思われる箇所もありますので、修理していただくよう町内会等に連絡をいたしたいと考えております。

次に、介護保険の利用者負担の軽減についてであります。施設給付の見直しに伴う自己負担の増に対しましては、国の低所得者対策として、施設の利用が困難にならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられたほか、市の独自対策として、恵祥園では社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を導入し、過重な負担とならないよう対応したところであります。

この結果、現時点では、利用者負担が改正前と比較し、増額となった方は7人、残りの方が減額またはほぼ同額となっております。

次に、福祉用具の貸与についてであります。が、介護報酬の改定により本年4月1日から、要介護および要介護1の方については、車いす、特殊寝台など、心身状態から利用は想定しにくい6品目について、一定の条件に該当する方を除いて、原則として保険給付の対象としないこととなりました。

これは、身体機能の低下を早めない配慮からですが、すでに利用している方については、9月30日までの間は引き続き利用できる措置が取られています。

今後におきましても、機械的な対応とならないよう、主治医の意見等を踏まえながら、適切なケアマネジメントに基づいた対応に努めてまいります。

次に、障害者自立支援の移送サービスについてであります。厳しい財政状況の中、本市の独自事業として、市民税が本人非課税で介護保険要介護3から5の方、または重度の障がいのため寝たきり等の状態にあり、一般車両での移動が困難な方を対象に、リフト車両による市内での移送サービスを実施しているものであります。

市外までのサービス拡大については、現状は難しいものと考えております。

次に、療養病床についてであります。今回の医療制度改革により国は、療養病床の転換が円滑に行われるよう、老人保健施設や老人福祉施設の基本的なあり方の検討と、地域における保健医療及び福祉サービス提供体制の整備支援に努めることとしており、今後こうした動向を見極めながら市として対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市民の皆さんが

安心できる医療体制を構築するため、引き続き市内の医療ニーズに対応した総合病院づくりに取り組んでまいります。

次に、桜まつりの開催時におきます、東明公園のトイレについてであります。閉鎖時間につきましては、管理を委託している業者が来園者の状況を見ながら閉鎖しているところであります。

今後、桜の開花期間中の利用については、市民の利便性の向上に向けて、さらに検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 1 時 3 3 分 延会